

厚生労働省 令和 6 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「事務受託法人を活用した運営指導の効率性の向上等に関する調査研究事業」
事業報告書に関する正誤表
(令和 7 年 5 月 12 日時点)

次のとおり誤記が判明しましたので、訂正いたします。

頁	箇所	変更前	変更後								
-	目次 IV参考資料 3. アンケート調査票	173 ページ	171 ページ								
4	調査対象（1 行目）	都道府県・指定都市・中核市および管内で複数の自治体が <u>事務受託法人に運営指導を委託</u> している埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府管内の市町	都道府県・指定都市・中核市および管内で複数の自治体が <u>運営指導に関する業務を委託</u> している埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府管内の市町								
4	回答結果_事務受託法人の活用状況	既に活用していると回答した自治体の表	<table><tr><td>都道府県</td><td>神奈川県</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>相模原市・横浜市・名古屋市・堺市・大阪市・神戸市</td></tr><tr><td>中核市</td><td>豊田市・那覇市</td></tr><tr><td>その他市町</td><td>神奈川県・愛知県・大阪府内の複数自治体</td></tr></table>	都道府県	神奈川県	指定都市	相模原市・横浜市・名古屋市・堺市・大阪市・神戸市	中核市	豊田市・那覇市	その他市町	神奈川県・愛知県・大阪府内の複数自治体
都道府県	神奈川県										
指定都市	相模原市・横浜市・名古屋市・堺市・大阪市・神戸市										
中核市	豊田市・那覇市										
その他市町	神奈川県・愛知県・大阪府内の複数自治体										
4	回答結果_事務受託法人の活用状況	活用を検討していると回答した自治体（スタートアップ自治体）の表	<table><tr><td>都道府県</td><td>近畿地方 1 中国地方 1 九州地方 1</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>九州地方 1</td></tr><tr><td>中核市</td><td>中部地方 4 近畿地方 2 中国地方 3 九州地方 1</td></tr></table>	都道府県	近畿地方 1 中国地方 1 九州地方 1	指定都市	九州地方 1	中核市	中部地方 4 近畿地方 2 中国地方 3 九州地方 1		
都道府県	近畿地方 1 中国地方 1 九州地方 1										
指定都市	九州地方 1										
中核市	中部地方 4 近畿地方 2 中国地方 3 九州地方 1										
9	①事務受託法人制度の現状	令和 6 年 12 月現在では全国で <u>41</u> 箇所と、～	令和 6 年 12 月現在では全国で <u>27</u> 箇所と、～								
9	図表Ⅱ - 2 タイトル	図表Ⅱ - 2 運営指導における全国の事務受託法人（令和 6 年 <u>X</u> 月現在）	図表Ⅱ - 2 運営指導における全国の事務受託法人（令和 6 年 <u>12</u> 月現在）								
9	図表Ⅱ - 2	項目 1	（削除） ※項目削除に伴い、以降の附番が繰り上がる								
27	②調査対象	都道府県・指定都市・中核市および管内で複数の自治体が <u>事務受託法</u>	都道府県・指定都市・中核市および管内で複数の自治体が <u>運営指導に関する業務を委託</u> してい								

		人に運営指導を委託している埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府管内の市町	る埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府管内の市町								
27	⑤回答結果_事務受託法人の活用状況	(1) 既に活用していると回答した自治体	<table><tr><td>都道府県</td><td>神奈川県</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>相模原市・横浜市・名古屋市・堺市・大阪市・神戸市</td></tr><tr><td>中核市</td><td>豊田市・那覇市</td></tr><tr><td>その他市町</td><td>神奈川県・愛知県・大阪府内の複数自治体</td></tr></table>	都道府県	神奈川県	指定都市	相模原市・横浜市・名古屋市・堺市・大阪市・神戸市	中核市	豊田市・那覇市	その他市町	神奈川県・愛知県・大阪府内の複数自治体
都道府県	神奈川県										
指定都市	相模原市・横浜市・名古屋市・堺市・大阪市・神戸市										
中核市	豊田市・那覇市										
その他市町	神奈川県・愛知県・大阪府内の複数自治体										
27	⑤回答結果_事務受託法人の活用状況	(3)活用を検討していると回答した自治体（スタートアップ自治体）の表	<table><tr><td>都道府県</td><td>近畿地方 1 中国地方 1 九州地方 1</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>九州地方 1</td></tr><tr><td>中核市</td><td>中部地方 4 近畿地方 2 中国地方 3 九州地方 1</td></tr></table>	都道府県	近畿地方 1 中国地方 1 九州地方 1	指定都市	九州地方 1	中核市	中部地方 4 近畿地方 2 中国地方 3 九州地方 1		
都道府県	近畿地方 1 中国地方 1 九州地方 1										
指定都市	九州地方 1										
中核市	中部地方 4 近畿地方 2 中国地方 3 九州地方 1										
29	問 1 貴自治体名・担当部署名をお答えください。	調査は、都道府県、指定都市、中核市、および管内の複数の自治体が事務受託法人に運営指導を委託している埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府の全自治体を対象に実施されたアンケート調査である。	調査は、都道府県、指定都市、中核市、および管内の複数の自治体が運営指導に関する業務を委託している埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府の全自治体を対象に実施されたアンケート調査である。								
105	事例集 p7 <都道府県別事務受託法人の活用状況>	項目 1	(削除) ※項目削除に伴い、以降の附番が繰り上がる								
113	事例集 p15	(参考) 以下	(削除)								
161 162	ヒアリング調査結果 (個票) ⑫	一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会のヒアリング録	(削除) ※本頁削除に伴い、以降の頁番号が繰り上げ								